

2019年5月30日

食品添加物表示制度について

食品表示を考える市民ネットワーク

代表 神山美智子

1 現在の食品添加物の表示について

- 商品購入の際に役立っているか。
不十分であるが、役立っている。
- 食品添加物表示の優先度
期限表示、保存方法と同等もしくはそれ以上
- 見やすさ、わかりやすさはどうか
一括表示の原材料項目の中に書かれた添加物を／や改行により区分することは一歩前進であるが、／の後に「添加物」と記載すればさらにわかりやすくなる。また、一括名表示や“増粘多糖類”のように、物質名が記載されない表示ではわからない。
- 商品を選択する上で情報量として十分か。
不十分。食品表示基準の「物質名を重量順に表示」という原則を守るべきである。あまりにも例外が多すぎる。次長通知（平成22年10月20日消食表第377号）に定める「物質名に代わる一括名・簡略名・類別名表示」はただちに廃止すべきである。
- 文字の大きさは十分か。
十分である、しかし色彩によっては見にくいものもある。
- 消費者にとって見やすい・分かりやすい表示とはどのようなものか。
正しい表示こそ、見やすく分かりやすい表示である。
- 食品添加物が国に認められたものだけを使用していること
そのことは理解しているが、国が認めたとは、国が安全性を評価し、安全性を確認したことを意味しない。ほとんどの既存添加物は、安全性が確認されていないと聞いている。
- 国が認めたものが使用されていることの消費者理解が低い
これは当然である。国が使用を認めてもすべて安全性が確認されているわけではないから、消費者は不安を持っている。
以前東京都が発行したカラー刷りの「天然添加物」というブックレットは、非常に分かりやすかった。消費者庁も同じようなものを作成して配布したらどうか。
またアレルギー・子どもの神経発達への影響などの警告表示を検討すべきである。
- 表示以外の媒体
ウェブサイト等の利用があると思われるが、表示は、商品の選択に際して参考にするものであるから、自宅へ帰ってから確認する表示などあり得ない。二次元バーコードを読み取るとしても、すべての店舗に読み取り機を設置できない限り利用できない。顧客が自身のスマートフォンで読み取るのは表示を有料化することになる。またそうした環境にない、あるいはスマートフォン不利用者に不利益を課すことになり情報入手に格差が生じる。
消費者委員会食品表示部会で配布された「ウェブサイト上での情報提供事例」Q&A

では、「ゼリー状に固める原料としてゼラチンは使用せず、増粘多糖類を使用しております。増粘多糖類とは粘りけが強い天然の糖類のことです。当社のゼリーには、海藻や植物種子由来のものなどを使用しております。」と記載されているが、表示に代わる方法として、不当である。これを食品添加物表示に利用するのであれば、一括名の香料の物質名・増粘多糖類の物質名などを記載させないと、食品表示法の原則を踏みにじることになる。

2 無添加表示について

- ・無添加表示は役に立たないし、優良誤認になる恐れがある。保存料無添加と表示しながら、グリシンなどの日持ち向上剤を使用しているなど脱法行為が生じる。否定表示は禁止し、使ったもののみ表示することを原則とすべきである。

3 消費者庁に望むこと

消費者の目線に立ち、消費者のために、正しい分かりやすい表示基準を望む。

食品表示を考える市民ネットワーク構成団体

- 1 食の安全・監視市民委員会
- 2 主婦連合会
- 3 新日本婦人の会
- 4 生活クラブ連合会
- 5 グリーンコープ共同体
- 6 日本消費者連盟
- 7 我孫子市消費者の会
- 8 千葉県消費者団体連絡協議会
- 9 東京都地域消費者団体連絡会
- 10 遺伝子組み換え食品いらない！キャンペーン
- 11 たねと食とひと@フォーラム

平成24年5月11日

コチニール色素に関する注意喚起

今般、コチニール色素を含む飲料と急性アレルギー反応（アナフィラキシー）に関する国内の研究情報が消費者庁に提供されました。

これまで、独立行政法人国民生活センターや地方自治体の消費生活センター等には、コチニール色素を原因とするアレルギー症状の事例は寄せられていません。一方、コチニール色素を含む化粧品の使用や食品の摂取により、アナフィラキシーを引き起こしたと推定される事例が、1960年代から数にして20ほどの論文等で報告されています。

急性のアレルギーを発症した場合、呼吸困難などの重篤な症状となる可能性もあるため、消費者庁として注意喚起を行います。

万が一、コチニール色素を含む化粧品の使用や食品の摂取により、かゆみなどの体調の変化を感じた場合は、すみやかに皮膚科やアレルギー科の専門医を受診してください。

1 コチニール色素とは

エンジムシ（中南米原産の昆虫）から得られた、カルミン酸を主成分とする赤色の着色料です。食品（清涼飲料水、菓子類、ハム、かまぼこなど）や医薬品、医薬部外品、化粧品（口紅、アイシャドーなど）で使用されているものがあります。

また、医薬品などではコチニール色素のほか、カルミン（コチニール色素の化合物）などが使用されているものもあります。

2 現在までに論文などで報告されている発症事例

コチニール色素を含む化粧品の使用や食品の摂取により、かゆみ、じんましん、発疹、呼吸困難などのアレルギー症状を示した事例報告があります。

また、赤色の色素を含む化粧品の使用により、かゆみを覚えていた女性が、コチニール色素を含む食品を摂取したところ、呼吸困難を伴う重篤なアレルギー反応を示した事例報告もあります。

3 消費者への注意喚起

コチニール色素を含む化粧品の使用や食品の摂取により、かゆみなどの体調の変化を感じた場合は、すみやかに皮膚科やアレルギー科の専門医を受診してください。そして、コチニール色素が原因と疑われる場合には、以下を参考に、コチニール色素を含む製品の使用や摂取を避けるようにしてください。

＜製品の表示におけるコチニール色素の記載箇所と表示名＞

○医薬品：添付文書や外箱などの「添加物」の項目

医薬部外品、化粧品：容器や外箱などの「成分」の項目

「コチニール」、「カルミン」、「カルミン・コンジョウ被覆雲母チタン」、
「カルミン被覆雲母チタン」

○食品：原材料名の欄

「コチニール色素」、「カルミン酸色素」、「着色料（コチニール）」、「着
色料（カルミン酸）」

4 問合せ先

本件につきましてご不明な点がございましたら、以下問合せ先までご連絡を
お願いします。

【消費者庁消費者安全課】

担当：金田、小林、安藤

TEL：03(3507)9261（直通）

HP：<http://www.caa.go.jp/>